
放送法の一部を改正する法律案について

平成31年3月
総務省情報流通行政局

趣旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年9月28日公表）等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要

1. NHK関係

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む。）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。

放送法

- 必須業務（放送法第20条第1項）
国内放送、国際放送、放送に関する研究開発 等
- 任意業務（放送法第20条第2項）
第2号 放送番組等のインターネットによる一般への配信

常時同時配信の実施は不可

常時同時配信の実施を解禁

二 協会が放送した又は放送する放送番組・・・を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（・・・協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

地方向けの番組の提供や他の放送事業者との協力の必要性

実施に当たっての努力義務を規定

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者への提供

実施基準（総務大臣認可）

- インターネット活用業務の内容を規定
 - ・ 業務の種類・内容・実施方法
 - ・ 実施に要する費用に関する事項
 - ・ 料金その他の提供条件に関する事項 等

認可要件が常時同時配信の実施を前提としていない

認可要件の見直し

常時同時配信等を行う際に、料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして適切かを審査

実施計画（毎年度策定）

- 当該事業年度で実施するインターネット活用業務の具体的内容・費用等を規定

法律上の規律がない

届出・公表義務を規定

事後チェック制度

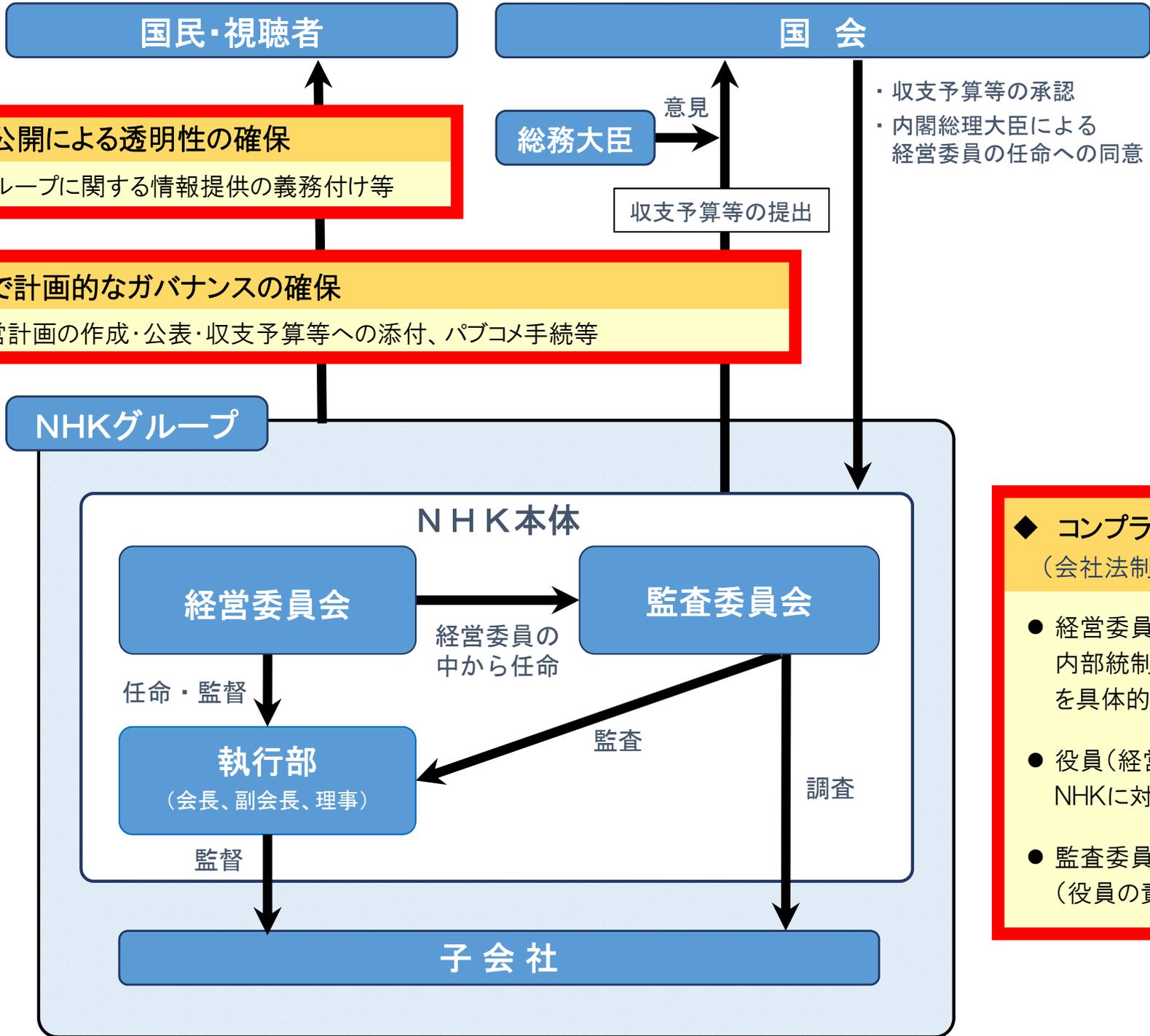
- 実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更勧告

実施基準に従って業務を行っていない場合の規律がない

実施基準の公表、実施基準を遵守する義務、同義務違反に対する遵守勧告の規定を追加

会計の透明性

- ・ 厳格な区分経理
 - ・ 適切な情報開示により透明性を確保する
- ※ 省令改正等により対応



◆ 情報公開による透明性の確保
NHKグループに関する情報提供の義務付け等

◆ 透明で計画的なガバナンスの確保
中期経営計画の作成・公表・収支予算等への添付、パブコメ手続等

◆ コンプライアンス確保
(会社法制に倣った規定の整備)

- 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項を具体的に規定
- 役員(経営委員・執行部)のNHKに対する忠実義務を規定
- 監査委員会のチェック機能強化(役員の実任追及権の付与等)

- 衛星基幹放送において新規参入や放送サービスの多様化・高度化を図るためには、周波数の効率的な利用が必要。
- 衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際、希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らし必要十分か否かを審査するため、新たに周波数使用基準を定め、当該基準への適合性を審査要件として追加。

認定申請書 (第93条第2項)

- ① 名称及び住所等
- ② 基幹放送の種類
- ③ 基幹放送局の免許人の名称
- ④ 希望する放送対象地域
- ⑤ 基幹放送に関し希望する周波数
- ⑥ 業務開始の予定期日
- ⑦ 放送事項
- ⑧ 電気通信設備の概要

※ 申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付。

認定の審査要件 (第93条第1項)

- 一 基幹放送局設備の確保
- 二 経理的基礎、技術的能力
- 三 技術基準の適合維持義務
- 四 周波数使用基準への適合性 [追加]**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性
- 六 基幹放送普及計画への適合すること
その他放送の普及及び健全な発達への
適切性
- 七 欠格事由(外資規制及び処罰歴)への
非該当

認定の更新の審査要件 (第96条第2項)

- 四 周波数使用基準への適合性 [追加]**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性

認定は5年ごとに更新
(第96条第1項)

基本的な考え方

- 昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。
- ただし、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、その前提としてNHKへの国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要。

具体的な考え方(1)

NHKのインターネット活用
業務の在り方の見直し

- 常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下のような措置について検討
- ① インターネット活用業務の実施基準の認可、区分経理等の現行のセーフガード措置の見直し
- ② 地域情報の提供の確保
- ③ 他事業者との連携・協力等の確保 等

具体的な考え方(2)

NHKのガバナンス改革

- NHKに対する国民・視聴者の信頼確保のため、以下のNHKのガバナンス改革を行うことが必要
- ① コンプライアンスの確保
- ② 情報公開による透明性の確保
- ③ 透明で計画的なガバナンスの確保

今後の進め方

- 総務省において、上記(1)(2)に係る制度整備等の対応について、具体的な検討を行うべき。
- NHKにおいて、自ら、国民・視聴者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、
 - インターネット活用業務の在り方及びガバナンス改革に関し、具体的な内容・方策等を検討し、
 - 関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社の在り方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、
 - 既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の在り方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められる。

放送を取り巻く環境の変化

- 利用環境の変化（ブロードバンドの進展、視聴形態の多様化等）
- サービス提供の変化（動画配信サービスの登場、グローバル規模でのコンテンツ競争等）
- 通信サービスの変化（フェイクニュース等「影」の部分への対応、セキュリティ・輻そう対策の必要性等）
- 社会・経済環境の変化（人口減少社会、ユニバーサルサービスとしての放送の維持・発展の必要性等）

放送が目指すべき方向性

世界最高水準の情報通信基盤と近年のICTの発展を最大限に活用し、放送を通じてより多様・豊かで、質が高く、信頼できる情報が国民・視聴者に届けられるとともに、海外に向けても発信される環境を確保

放送サービスの将来イメージ

没入感の高いエンターテイメント
「臨場感」「双方向」等

様々なビジネスに活用されるテレビ
「ショッピング」「健康」等

地域／くらしとテレビ
「防災」「見守り」「生活支援」等

検討の視点

放送用周波数の有効活用

放送を支えるネットワークの構築

放送サービスの高度化・多様化

放送の社会的役割

中長期的な考え方

技術面の課題

更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応

ネットワーク面の課題

将来に向けたネットワークの大きな変革への対応

サービス面の課題

サービスの高度化・高精細化、ネットとの本格的な連携

地方を含む情報提供体制の確保

短期的な取組

- 地上放送について、周波数の更なる有効活用等に向けた技術的調査を実施
- 衛星放送について、帯域の有効活用を担保する仕組みの構築、制度整備を行う
- V-High帯域について、割当て方策を検討

- 放送番組のネット配信等、放送と通信にまたがる技術的課題を解決するため、関係者による情報共有等を行う体制を整備

- コンテンツ産業活性化
 - ・人材育成
 - ・多面的な制作支援
 - ・グローバル展開支援
 - ・基盤整備支援
 - ・権利処理の円滑化
- 放送・通信融合サービスの更なる推進
 - ・視聴データの活用
 - ・新たな映像配信の実現

- ローカル局の経営基盤強化に関する検討
- 地域における情報発信の強化
- 地域に根ざした番組づくり